

安心

農地の貸し借りをお手伝い

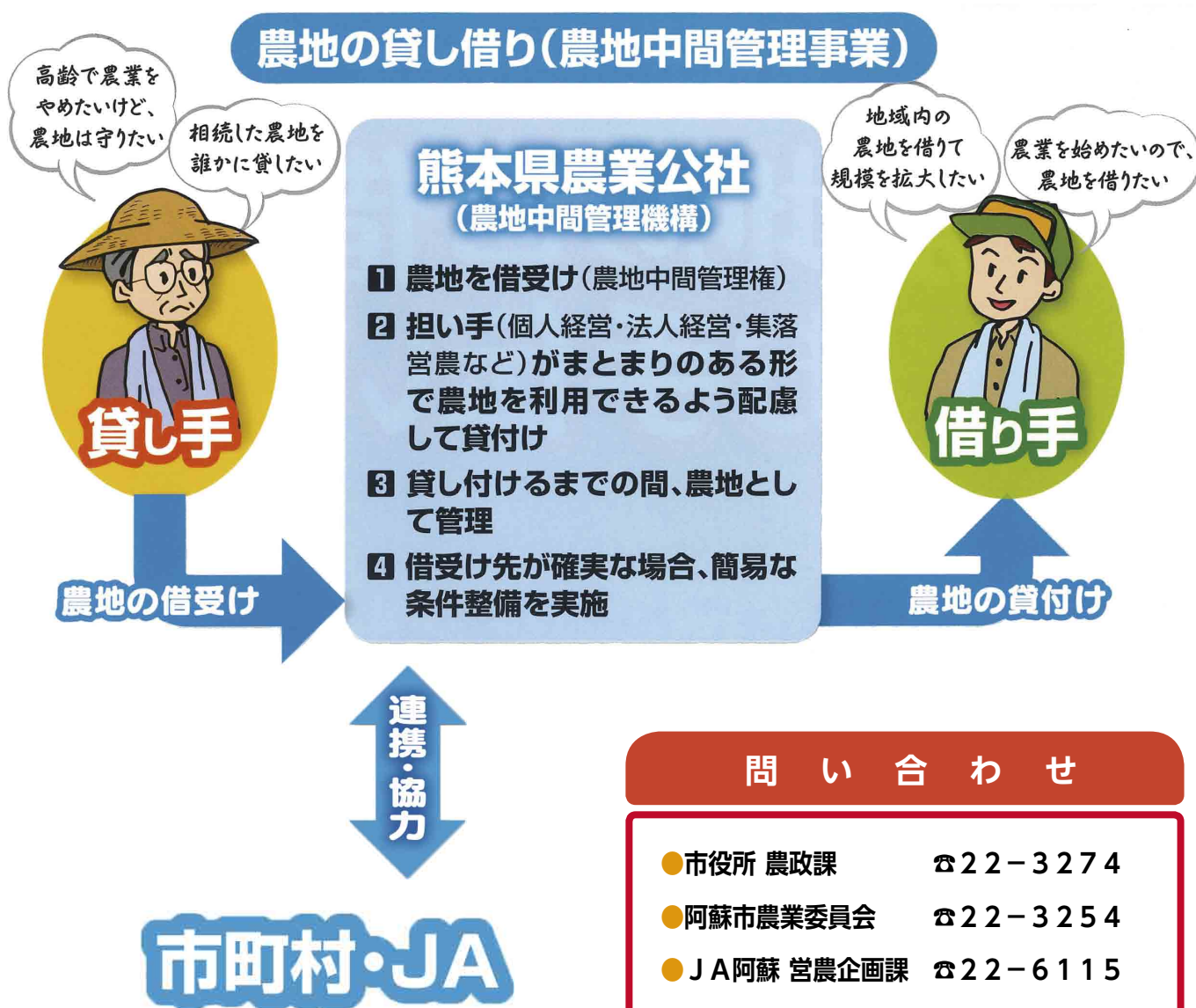
農地中間管理事業

確実

担い手農家への農地集積、新規就農者の定着などを図るため、農地中間管理事業がスタートしました。熊本県では、熊本県農業公社が「農地中間管理機構」として業務を行います。中間管理機構が農地の中間的受け皿となることで、貸し借りがスムーズになるよう調整を行います。

また、中間管理事業を利用して農地を貸した地域や農家の方には、協力金が交付されます。

※交付を受けるには一定の条件があります。



問 い 合 わ せ

- | | |
|-------------|----------------|
| ●市役所 農政課 | ☎ 22-3274 |
| ●阿蘇市農業委員会 | ☎ 22-3254 |
| ●JA阿蘇 営農企画課 | ☎ 22-6115 |
| ●熊本県農業公社 | ☎ 096-213-1234 |

協力金の概要

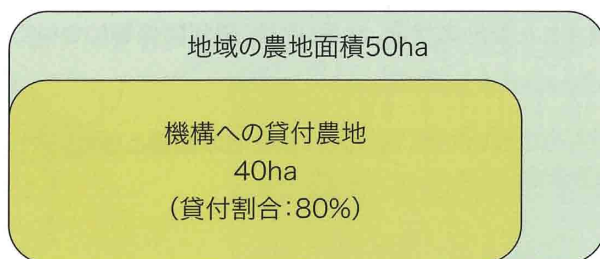
※協力金の詳しい内容は市役所農政課（☎ 22-3274）までお問い合わせください。

地域集積協力金

- 地域内の農地を機構に貸した割合に応じて、「地域」に交付されます。
- 交付金の使途は「地域」で自由に決めることができます。

【交付単価】 2万円～3.6万円/10a

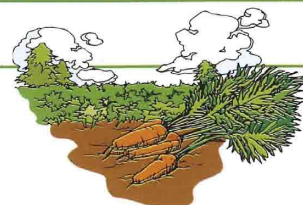
＜例＞



この場合の交付単価は3.6万円/10a(※)なので、 $40\text{ha} \times 3.6\text{万円}/10\text{a} = 1,440\text{万円}$ が「地域」に交付

※貸付割合毎の交付単価

- ・2割超5割以下:2万円/10a
- ・5割超8割以下:2.8万円/10a
- ・8割以上 :3.6万円/10a



耕作者集積協力金

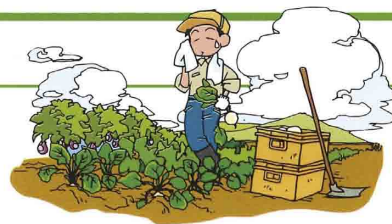
機構が借り受けている農地などの隣接する農地を、機構を経由して担い手へ貸した場合、農地の所有者又は耕作者に交付されます。

【交付単価】 2万円/10a

＜例＞ 『機構が借り受けている農地』に隣接した農地を自作していた農家Aが、機構に貸し付けた場合



$2\text{万円}/10\text{a} \times 40\text{a} = 8\text{万円}$ を
出し手(農家A)に交付

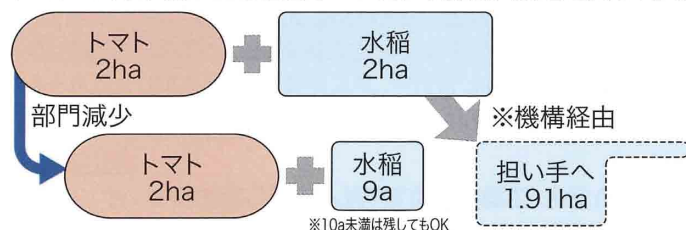


経営転換協力金

農業をやめる場合や、経営の柱としていた作物を一部やめる場合(部門減少)に、機構を経由(貸出)して担い手に農地を貸した所有者に交付されます。

【交付単価】 30万円～70万円/戸

＜例＞ トマト2ha、水稻2haを経営していたが、機構に農地を貸し、水稻をやめる(農地を貸す)場合



この場合1.91haが交付対象となり、50万円を農地の出し手に交付

※貸付面積毎の交付単価

- ・0.5ha以下 :30万円/戸
- ・0.5ha超2ha以下:50万円/戸
- ・2ha超 :70万円/戸

